

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
6	Tier 1 比率					
7	総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低単体資本バッファー比率					
12	単体資本バッファー比率					
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	単体レバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 「資本バッファー」の項番8から項番12までの項は、連結自己資本比率を算出する銀行、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない。
- c 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項は、連結子法人等を有する場合にあつては、記載することを要しない。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載

すること。(b及びcに該当する場合には、当該項は削除することができる。)

- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- f この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比 率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ 比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 「資本バッファー」の項番8から項番12までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載

すること。(bに該当する場合には、当該項は削除することができる。)

- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- e この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標 (銀行単体)						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行流動性カバレッジ比率告示及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。